

土砂等撤去費補助金について

市では、自然災害により住宅敷地等に土砂等が流入し、生活に支障をきたす場合において、被災者の負担軽減と早期の生活再建を図るため、自力で応急措置をとることが困難な人に対して、土砂等の撤去に要した費用の一部を補助します。

補助対象者

自然災害により土砂等が流入した住宅敷地等(※)を所有し、又は、居住する住民のうち土砂等の撤去を事業者に依頼した人

※住宅敷地等とは、市内に存する建物であって、自然災害の発生時において主たる住居の用に供されているもの及びその建物が存在する敷地です。

補助対象経費

※補償等の保険金が支払われる場合は、その額を差し引いた額とします。

補助対象者が事業者に支払う費用のうち、住宅敷地等から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費並びに車両及び重機等の賃借料を含む）

補助金額

補助率	補助額	摘要
1/2	上限 200,000 円	令和6年9月1日以後に発生した災害

提出書類

土砂等撤去費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)

添付書類

- (1)撤去費用に係る領収書の写し
- (2)撤去費用の内訳が分かる書類の写し
- (3)土砂等の撤去前、及び、撤去後の状況が確認できる写真又はそれに代わるもの

申請方法

※申請の期限は、被災した日から1年以内です。

窓口へ持参、または、郵送

【窓口】 安中市役所 本庁危機管理課または松井田支所松井田振興課

【郵送】 〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所 危機管理課 危機管理係

お問い合わせ

安中市役所 危機管理課 危機管理係

TEL:027-382-1111(内線1131・1135)